『しがぎん』

SUMMER Campaign

2022 7.1 Fri – 9.30 Fri

お1人さま最大 ¥7,500 PRESENT プレゼント

滋賀銀行で初めて資産運用をされる方が対象です

1 NISA口座を開設いただいた方に ¥500 プレゼント

※店頭申込み、WEB申込みともに対象です。
※ジュニアNISAは店頭でのみ申込みいただけます。

2 iDeCoを申込みいただいた方に ¥1,000 プレゼント

※掛金の拠出を一時的に停止している方が、再開する場合も対象です。
※店頭申込み、WEB申込みともに対象です。

3 投信積立を契約（1万円以上）いただいた方に ¥1,000 プレゼント

※店頭申込みのみが対象です。

4 投資信託・外貨預金・国債・金融商品仲介を100万円以上申込みいただいた方に 最大¥5,000 プレゼント

金額に応じて

100万円以上200万円未満……1,000円	400万円以上500万円未満 ……4,000円
200万円以上300万円未満……2,000円	500万円以上……5,000円
300万円以上400万円未満……3,000円	

※店頭申込みのみが対象です。

2022年3月末時点で、当行にて金融商品（投資信託、生命保険、国債（公共債）、外貨預金、金融商品仲介、金銭信託いずれも）のお取引がない個人のお客さまが対象です。

※投資信託、国債、iDeCoは、三重支店、新大阪支店、全代理店および海外店では取扱いしておりません。　※外貨預金は全代理店および海外店では取扱いしておりません。
※金融商品仲介は、三重支店、新大阪支店、東京支店、名古屋支店、全代理店および海外店では取扱いしておりません。

SHIGA BANK

『しがぎん』SUMMER Campaign

キャンペーンに関する留意事項

●2022年3月末時点で、当行にて金融商品(投資信託、生命保険、国債(公共債)、外貨預金、金融商品仲介、金銭信託いずれも)のお取引がない個人のお客さまが対象です。●ご利用はお一人さま1回限りです。●各特典は重複してご利用いただけます。●対象のお客さまには、2022年10月下旬ごろ、指定の当行普通預金口座へプレゼントを振込いたします。●振込時に指定の普通預金口座を解約されている場合は対象外とします。●当行の総合的判断により、キャンペーンの対象外となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。●キャンペーンの内容は予告なく変更または中止となる場合がございますのであらかじめご了承ください。●詳しくは店頭へお問い合わせください。
【NISAについて】●別の金融機関で重複して手続きされている場合など税務署から非承認となった場合は対象外となります。●プレゼント振込までに、閉鎖または別の金融機関に移管されている場合は対象外となります。
【iDeCoについて】●プレゼント振込までに、当行から別の金融機関へ移管されている場合は対象外となります。●国民年金基金連合会にて加入が確認できない等で、加入手続きが完了しなかった場合は対象外となります。

国債(公共債)に関する留意事項

●国債は預金ではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。●クーリング・オフの対象外です。●国債を購入する場合の手数料 1.申込時/購入対価のみをお支払いいただきます。2.保有期間中/口座管理料等、保管に関する費用はかかりません。3.中途換金時・償還時/償還時に手数料はかかりません。期間の途中で売却する場合も、別途手数料はかかりません。●〈個人向け国債〉の場合◆発行日から1年未満の中途換金は原則できません。●〈個人向け国債以外の国債〉の場合◆国債には価格変動リスクがあり、中途換金する場合、売却時の市場実勢によっては元本を割り込むことがあります。●国債の購入に際しては、必ず「契約締結前交付書面」により商品内容をご確認ください。「契約締結前交付書面」は滋賀銀行の窓口等に用意しています。

外貨預金についての留意事項

●外貨預金は、預金保険の対象ではありません。●クーリング・オフの対象外です。●外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、受取円貨額が預入円貨額を下回る場合があります。●円貨を外貨に交換する時(預入時)および外貨を円貨に交換する時(引出時)は手数料を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート・TTBレートをそれぞれ適用しますので、預入時、引出時あわせて1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1豪ドルあたり4円(通貨によって異なります。)の為替手数料がお客さまの負担となります。そのため、為替相場の変動がない場合でも、受取円貨額が預入円貨額を下回り、元本割れになる場合があります。●外貨での預入れや引出しの場合、当行所定の手数料が別途かかります。その他の手数料については『しがぎん』窓口でご確認ください。●外貨定期預金の中途解約は、原則できません。やむを得ない事情で中途解約される場合は、解約日の外貨普通預金金利が適用となります。●詳しくは、窓口に用意している説明書(契約締結前交付書面)をご覧ください。

投資信託についての留意事項

●投資信託は、預金保険の対象ではありません。●クーリング・オフの対象外です。●投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。●投資信託の基準価額は、組入有価証券等の値動きにより変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建資産に投資するものには、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。●投資信託は、購入時・保有時・解約時に各種手数料等がかかります。●手数料等の合計額は次の手数料等の合計です。 1.申込手数料(申込代金の最大3.85%[税込]) 2.運用管理費用(信託報酬)(純資産総額に対し最大年2.42%[税込]) 3.信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%) 4.その他の費用(監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用が信託財産から差引かれます。「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、その金額および合計額や上限額または計算方法を表示することができません。詳しくは「目論見書」をご覧ください。)●投資信託の購入に際しては、必ず最新の「目論見書」「目論見書補完書面」等により商品内容を確認の上、ご自身で判断してください。「目論見書」「目論見書補完書面」等は滋賀銀行のホームページおよび窓口等に用意しています。ただし、『しがぎん』ネット投信専用ファンドの「目論見書」「目論見書補完書面」は窓口にはありません。●購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行では申込みの取扱い等を行っています。

NISAについての留意事項

●当行に投資信託口座がない方は投資信託口座開設後にNISA口座の開設をしてください。●NISA口座で損失が発生した場合、その損失はないものとされ、配当所得や譲渡所得との損益通算ができません。したがって非課税期間満了時に価格が下落していたときでも損失はないものとされます。●一般NISAとつみたてNISAのコース変更は暦年単位となります。●クーリング・オフの対象外です。
《つみたてNISAの留意事項》
●買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則年に1回通知いたします。●つみたてNISAを始めた日から10年以降、5年毎の「基準経過日」にはお客さまの氏名・住所の確認が必要です。「基準経過日」から1年以内に確認がとれない場合、つみたてNISAの買付けの継続をしていただけません。●一般NISAからつみたてNISAに変更した場合、一般NISAでの分配金の再投資は課税口座に受入れられます。また、非課税期間が終了した場合、ロールオーバーはできません。
《他金融機関からNISA口座を変更される場合》
●1月1日以降に、ある金融機関のNISA口座で投資信託・株式等を買付けた(再投資含む)場合は、同一年内にほかの金融機関にNISA口座を変更することはできません。●別の金融機関にNISA口座を変更した場合であっても、変更前の口座にある投資信託・株式等を変更後の金融機関に移管することはできません。
≪ジュニアNISA口座開設に関する留意事項≫
●口座開設者が18歳※1になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。※2●ジュニアNISA口座は、1人1口座しか開設できません。(当行で開設した場合、他の金融機関で開設できません)●ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更はできません。(廃止後の再開設は可能です)●収益(売却益・配当等)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません)●当行に投資信託口座がない方は、投資信託口座およびジュニアNISA専用普通預金口座開設の後でNISA口座を開設してください。
※1 3月31日時点で18歳である年の前年の12月末まで払出しできません。 ※2 災害時等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。(この時もジュニアNISA口座を廃止することになります。)

金融商品仲介業務取扱商品に関する留意事項

●金融商品仲介業務は、委託金融商品取引業者が取扱っている商品(取引)の注文を銀行が委託金融商品取引業者へ仲介する業務です。当行は、委託金融商品取引業者からの委託を受けて、取引の仲介を行います。●金融商品仲介業務で取扱う商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また投資元本および利回り・配当が保証されている商品ではありません。●金融商品仲介業務で取扱う有価証券等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が下落し、損失が生じるおそれがあります。また、取引による損益は、お客さまご自身に帰属します。取引は、お客さまご自身の責任と判断で行っていただきますようお願いします。●金融商品仲介業務で取扱う商品の取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。●委託金融商品取引業者の商品であっても、当行が取扱をしていないものがあります。●お客さまの金融商品仲介口座は委託金融商品取引業者に開設され、口座開設後の有価証券の売買等の取引についても、お客さまと委託金融商品取引業者の取引です。●お客さまの有価証券等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預りの上、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破綻した際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保護されます。万一、一部不足が生じた場合等全額の返還ができないケースが発生した場合でも、投資者保護基金により、お1人あたり1,000万円までが保護されます。●お客さまの個人情報や取引関係情報は、お客さまが口座を開設する委託金融商品取引業者と当行で共有します。なお当該情報については委託金融商品取引業者並びに当行のそれぞれにおける個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。●当行において金融商品仲介業務での取引をされるか否かが、お客さまと当行の融資等他の取引に影響を与えることはありません。また、当行での融資等の取引内容が金融商品仲介業務での取引に影響を与えることはありません。●各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。また、取引に際しては手数料等がかかる場合があります。商品ごとに手数料およびリスクは異なりますので、商品の検討、申込にあたっては必ず事前に商品ごとの「契約締結前交付書面」、「目論見書」等をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」「目論見書」等は、滋賀銀行の窓口等に用意しています。●申込にあたっては、原則ご本人さまのお手続きとさせていただいております。●外貨建て資産の売買・償還等にあたり円貨と外貨を交換する際に所定の為替手数料がかかります。

当行は登録金融機関業務関連におけるお客さまからの苦情および紛争の解決を図るにあたり、以下の機関等を利用します。
一般社団法人全国銀行協会　全国銀行協会相談室　電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター　電話番号 0120-64-5005

商号/株式会社滋賀銀行　登録金融機関/近畿財務局長(登金)第11号　所属協会/日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会

SHIGA BANK

Y850101
2022年7月1日現在